

特別養護老人ホーム名木緑風苑短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人知心会が開設する特別養護老人ホーム名木緑風苑短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練により要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練により、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び住所地は、次のとおりとする。

- ① 名称 特別養護老人ホーム名木緑風苑短期入所生活介護事業所
- ② 所在地 千葉県勝浦市名木 89 番 13

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。（介護予防も合算して表記する）

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
 - 医師 1名以上
 - 生活相談員 1名以上
 - 介護職員 4名以上
 - 看護職員 3名以上
 - 栄養士 1名以上

従業者は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行う。

(利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

- ① 併設利用型 10名
- ② 空床利用型 特別養護老人ホームの定員90名以内

(指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- ① 入浴、排泄、食事等の介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎

2 第8条における通常の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた時点から自宅までについて、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた時点から実施地域内まで 1キロメートルにつき 100円

3 その他の費用

事業所は前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所で予め設定された金額とのどちらか低い額とする。

- 1) 滞在費 ユニット 1, 970円 (1日あたり)
- 2) 食費 1, 380円 (1日あたり)
内訳：朝食360円、昼食550円 (おやつ代含む)、夕食470円
- 3) 理美容費 実費
- 4) 記録に関わる複写物 10円 (1枚)
- 5) 日常生活品 実費

4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当っては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

5 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

6 日常生活において、通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名 (記名押印) を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 生活相談員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときには速やかに主治の医師又は予め定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、勝浦市及びいすみ市・鴨川市・夷隅郡各町の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 生活相談員等は、利用者に対し従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- ② 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り他の迷惑にならないようにする。
- ③ 共用の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第10条 事業者は、防火管理についての責任者を決め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(掲示)

第11条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制等を掲示する。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、生活相談員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修
- ② 施設内研修 必要に応じ随時
- ③ 施設外研修 必要に応じ随時

2 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人知心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年 9月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。